平成２５年１月２８日

市　議　会　議　員　各　位

環境部長　岡　村　秀　哉

３市共同資源化事業に関する基本事項について

さて、標記の件につきまして、別添のとおり３市長及び小平・村山・大和村大衛生組合管理者間で確認され、３市民に対して事業説明会を開催いたしますので、お知らせいたします。

記

１　住民の理解を得るための４団体一致した行動について

４団体は、想定地周辺住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進していきます。

（１）住民の理解を得るための行動

住民の理解を得るため、地域住民への積極的な事業説明を行います。

（２)地域住民及び３市市民への説明

基本的に設定して行う説明会の回数と日時等は以下のとおり行います。

周知につきましては、東大和市桜が丘地区周辺及び中島町地区周辺の説明会は、チラシを戸別配付いたします。３市市民への説明会は、各市３月初旬の市報への掲載を予定しています。

区　　分	開催日時	場所
東大和市 桜が丘地区周辺	①平成２５年２月１４日（木）19：00～ ②平成２５年２月１６日（土）19：00～ ③平成２５年２月１７日（日）14：00～	東大和市桜が丘市民ｾﾝﾀｰ 〃 〃
中島町地区周辺	平成２５年２月１７日（木）19：00～	小平・大和・衛生組合会議室
３市市民	①平成２５年３月１７日（日）19：00～ ②平成２５年３月１９日（火）19：00～ ③平成２５年３月２１日（木）19：00～	小平市 武蔵村山市 東大和市

※上記以外に、住民要望に対する説明会についても可能な限り対応いたします。

（３）施設の立地に係る理解

地域住民の理解が得られたかの判断は、事業説明の結果をもって組合助役を本部長とする推進本部の場において行います。

２　２品目処理施設について

処理対象の資源物は、ペットボトル及びその他プラスチックの２品目とし、東大和市暫定リサイクル施設用地に整備を行います。

※詳細については、別添の「３市共同資源化事業に関する基本事項確認書」を参照。

３　処理する資源の取扱について

（1）　２品目の収集形態

分別収集、処理を基本とします。

（2）　２品目以外の資源の処理

びん、缶、乾電池、蛍光管の４品目の処理については、今後とも３市それぞれ単独処理とします。

４　環境配慮及び地域還元について

３市共同資源物処理施設は、周辺環境に配慮した施設とし、地域還元として、環境学習施設や再生工房等プラザ機能の充実を図ります。

５　今後の方向性を検討する場について

推進本部の下部組織として、４団体それぞれの担当課長等で構成する「(仮称)施設検討部会」を設置します。

６　議会への報告等

平成２５年２月５日に開催される生活文教委員会において事務報告を行います。

問合せ　環境部ごみ減量対策課長　細谷
電話：０４２－３４６－９５３５